

第62期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年3月30日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪府中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

決議事項
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 退任取締役及び退任監査役
に対し退職慰労金贈呈の件

議決権行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後5時45分まで

【議決権行使方法のご案内】

株主総会当日までの健康状態にご留意いただき、ご来場はくれぐれもご無理なされませぬようお願いいたします。株主総会にご出席されない場合の議決権行使の方法といたしまして、「書面による議決権行使」と「インターネットによる議決権行使」がございます。本招集通知4、5ページ記載の「議決権行使の方法についてのご案内」、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

【会場変更時のご案内】

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻）等を当社ウェブサイト（<http://www.drk.co.jp>）にてご案内をいたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来、「社会の繁栄に貢献する」、「顧客のニーズに応える」、「社員の生活向上に努める」、「企業の安定成長をはかる」という経営理念を掲げ、業務用冷熱機器の総合メーカーとして快適で安全な食文化に貢献するという基本方針のもと、当社の特性でもある広範囲にわたる取引対象の情報を集約し、戦略的な提案営業の展開を心がけるとともに、全国に効率的な販売・サービス体制を整え、ユーザーが安心して当社の製品を使用し、迅速なメンテナンスサービスを楽しむ環境を一層整備してまいります。

また、全国のユーザーのニーズに応えるため、社員教育の充実を図り、地域密着型の直販体制とより細やかなサービス体制で「ユーザーの顔が見える」(Face to Face) 営業サービスを推進するとともに、営業需要の創造並びにユーザーと社会のニーズに沿った高付加価値製品の開発を図りながらユーザーの信頼を得て事業の拡大を目指します。

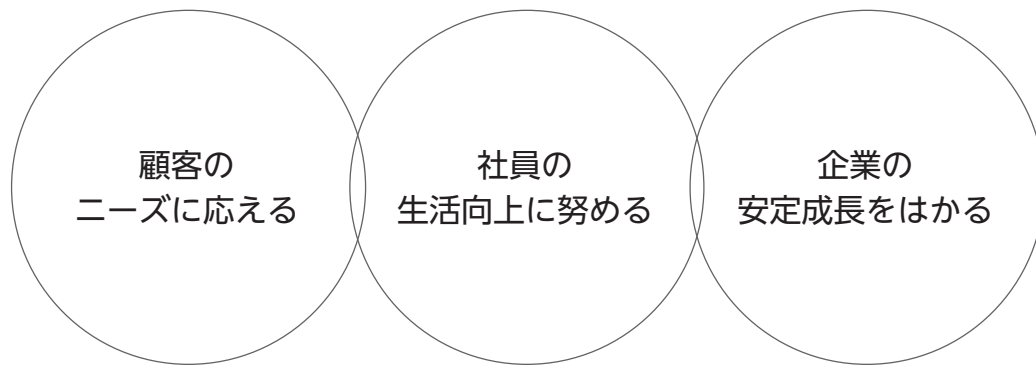
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 尾崎 敦史

会社の理念・方針

経営理念

「社会の繁栄に貢献する」



基本方針

創造し、計画し、確実に実行する経営

社訓

「至 誠」 誠の心と強固な意志をもって社業に精励する

「協 調」 連帯感の上に築き上げる共存共栄の精神

「創 造」 常に新しい技術の開発と業務の改善に努力する

当社は経営理念を通じ、市場・人材・資本の蓄積に努め、経営基盤の拡充を図り、企業の発展生成により社会の繁栄に貢献することとして位置付け、業務用冷熱機器の総合メーカーとして、快適で安全な食文化に貢献することを基本方針としております。また、当社社訓において、経営理念を実践するための役員及び従業員の心構えを定めております。

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード6459)
2023年3月8日
(電子提供措置の開始日2023年3月2日)

大阪市天王寺区小橋町3番13号

大和冷機工業株式会社

代表取締役社長 尾崎 敦史

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第62期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.drk.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月29日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所(開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻)等を当社ウェブサイト(<http://www.drk.co.jp>)にてご案内をいたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

3. 目的事項

報告事項 第62期(2022年1月1日から2022年12月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

第62期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）に開催いたします当社第62期定時株主総会につきまして、開催会場における新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、下記のとおり、ご案内申しあげるとともに、ご対応させていただくことについて、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

記

【株主様へのお願い】

- ① 株主総会当日までの健康状態にご留意いただき、ご来場はくれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ② 株主総会にご出席されない場合の議決権行使の方法といたしまして、「書面による議決権行使」と「インターネットによる議決権行使」がございます。「書面またはインターネットによる議決権行使」の方法及び行使期限は、本招集通知4、5ページ記載の「議決権行使の方法についてのご案内」、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。
- ③ 株主総会にご出席される場合は、マスクを持参していただき、会場内においては必ず着用をお願いいたします。また、咳エチケットの徹底等、周囲の株主様へご配慮ください。
- ④ 本年は、株主総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

【株主総会会場におけるご対応】

- ① 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱及び体調不良と見受けられる方は、入場をお断りすることがございます。
- ② ご来場時はアルコール消毒液にて手指の消毒をお願いいたします。アルコール消毒液は会場受付前に配備いたします。
- ③ 体調不良と見受けられる方には、運営スタッフよりお声掛けをさせていただく場合がございます。
- ④ 壇上の取締役、監査役及び執行役員並びに運営スタッフは、事前に検温し、体調確認をいたします。また、マスク着用で対応させていただきます。

【株主総会会場変更時のご対応】

新型コロナウイルス感染症の影響により開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻）等を当社ウェブサイト（<http://www.drk.co.jp>）にてご案内いたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

以上

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

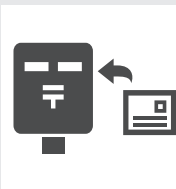


株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時



書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後5時45分まで



インターネットによる行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後5時45分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2023年3月29日（水曜日）午後5時45分までに**、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

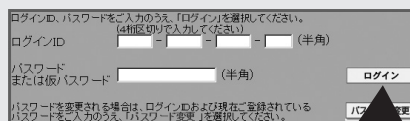
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。



入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	尾崎敦史 再任	代表取締役社長	11回／12回
2	尾崎雅広 再任	取締役副社長	10回／12回
3	すぎ杉田としひろ 再任	専務取締役	12回／12回
4	く工藤てつろう 再任	取締役	12回／12回
5	おのよしあき 再任	社外取締役 独立役員	取締役 12回／12回
6	すいどうよしひろ 再任	社外取締役 独立役員	取締役 11回／12回
7	そえだちなつ 再任	社外取締役 独立役員	取締役 9回／9回
8	たおだあきひろ 新任	社外取締役 独立役員	— —
9	なかにしみさと 新任	社外取締役 独立役員	— —

候補者
番号

1

お ぎき あつ し
尾 崎 敦 史 (1970年3月12日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1994年 3月 当社入社
2000年 7月 当社社長室長
2001年 3月 当社取締役
2001年 8月 当社取締役副社長
2002年 3月 当社代表取締役社長（現任）
2008年 3月 当社社長執行役員（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況
11回／12回
所有する当社株式数
3,763,785株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、当社業務全般に携わり職務を適切に遂行し、2001年3月の取締役就任及び2002年3月の代表取締役就任以来、経営者として当社業務全般を熟知するとともに、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

お ぎき まさ ひろ
尾 崎 雅 広 (1973年1月23日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1999年 3月 当社入社
2001年 8月 当社社長室長
2002年 3月 当社取締役
2007年 2月 当社直販営業戦略統括本部長
2008年 3月 当社取締役退任
当社執行役員
2008年 5月 当社社長室長（現任）
2013年 3月 当社取締役
2016年 6月 当社管理担当（現任）
2022年 3月 当社取締役副社長（現任）
2022年 3月 当社副社長執行役員（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況
10回／12回
所有する当社株式数
2,300,785株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、職務を適切に遂行して、管理部門、技術部門を歴任し、豊富な知識と経験に加え、当社業務全般を熟知するとともに、2002年3月の取締役就任以来、当社管理部門における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3

すぎ
杉 田 とし
ひろ
宏

(1954年6月17日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1981年9月 当社入社
 2005年3月 当社取締役
 2007年3月 当社常務取締役
 2007年11月 当社直販担当
 2008年3月 当社常務執行役員
 2014年3月 当社専務取締役（現任）
 当社専務執行役員（現任）
 2014年12月 当社営業担当
 2016年4月 当社法人担当
 2019年2月 当社営業企画担当

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 12回／12回

所有する当社株式数
 13,001株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務において職務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験に加え、当社業務全般を熟知するとともに、2005年3月の取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

く
工 藤 てつ
ろう
郎

(1950年1月8日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1976年10月 当社入社
 1984年11月 当社取締役
 2006年3月 当社常勤監査役
 2006年11月 当社監査役辞任
 2008年3月 当社常務取締役
 2009年6月 当社取締役（現任）
 当社執行役員（現任）
 2018年12月 当社首都圏法人営業統括本部長（現任）
 2022年12月 当社法人担当（現任）

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 12回／12回

所有する当社株式数
 1,838株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験及び当社監査役としての経験に加え当社業務全般を熟知するとともに、取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号 **5** おの野よしあき **明** (1942年9月1日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

【略歴、地位及び担当】

1985年 6月 (株)太陽神戸銀行 (現 (株)三井住友銀行) 甲子園支店長
1987年 6月 同社人事企画部次長
1988年 4月 同社東京人事部次長
1989年 6月 同社大阪駅前支店長
1991年 4月 (株)太陽神戸三井銀行 (現 (株)三井住友銀行) 事務管理第一部長
1992年 6月 (株)さくら銀行 (現 (株)三井住友銀行) 船場支店長
1994年 7月 社団法人神戸銀行協会常務理事就任
2013年 3月 当社社外監査役
2016年 3月 当社社外取締役 (現任)

当事業年度の取締役会
への出席状況
12回/12回
所有する当社株式数
1,283株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

銀行業界における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加えて、当社での社外監査役の経験に基づき当社業務全般についての知識を有しており、当該視点からの監督機能を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

候補者
番号 **6** すい どう よし ひろ **出納美宏** (1969年8月21日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

【略歴、地位及び担当】

1996年 4月 アーサーホーム(株)入社
2003年 4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支社
(現 メットライフ生命保険(株)) 入社
2013年 4月 (株)RKコンサルティング入社
2014年 7月 (株)フィックス・ジャパン入社
2020年 4月 (株)リスクマネジメント・ラボラトリー入社
2021年 3月 当社社外監査役
2021年 4月 (株)フィックス・ジャパン入社 (現任)
2022年 3月 当社社外取締役 (現任)

当事業年度の取締役会
への出席状況
11回/12回
所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

不動産業界、保険業界における実務経験並びに企業コンサルティングにより培われた豊富な知識と経験に加え、当社での社外監査役としての経験を通じて、当社経営の監督、助言等を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号 **7** **そえだち なつ** **添田千夏** (1982年6月18日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

【略歴、地位及び担当】

2003年 4月 日本生命保険相互会社入社
 2006年 4月 ネイティブスピリッツ(有)入社
 2008年 9月 EF International school of English入学
 2010年 4月 添田司法書士事務所入所
 2013年 3月 (株)SSG 取締役
 2022年 3月 (株)SSG 取締役 (現任)
 2022年 3月 当社社外取締役 (現任)

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 9回/9回
 所有する当社株式数
 0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

生命保険業界での実務経験や南米市場を中心とする音楽業界でのマネジメント経験及び不動産会社の役員など、幅広い経験と国際感覚を備えており、その豊富な知識と経験に基づいた当社経営への監督、助言等を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号 **8** **たおだ あき ひろ** **峠田晃宏** (1983年9月13日生) **新任** **社外取締役** **独立役員**

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2011年12月 弁護士登録
 2012年 1月 弁護士法人井上晴夫法律事務所入所
 2012年12月 同所退所
 2013年 1月 たおだ法律事務所所長 (現任)
 2019年 4月 弁理士登録
 2020年 4月 島根県建築審査会委員 (現任)
 2021年11月 松江市法令遵守審査会委員 (現任)
 2022年 3月 島根県公害審査委員 (現任)
 2022年 4月 地方公務員災害補償基金島根県支部審査会委員 (現任)

当事業年度の取締役会
 への出席状況
 —
 所有する当社株式数
 0株

(重要な兼職の状況)

たおだ法律事務所所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

法律に関する非常に高度な知識、並びに弁護士としての幅広い実務経験を有しており、また豊富な職務経験を活かして、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、新任の社外取締役候補者となります。

候補者
番号

9

なかにし
中 西 美 里

(1980年11月24日生)

新任

社外取締役

独立役員

【略歴、地位及び担当】

2004年 4月 大同生命保険株式会社福岡税理士共済支社入社
2010年 3月 同社退社
2010年 4月 有限会社Blake入社
2022年11月 同社取締役（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況

—

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる小売業や美容関連事業及びインターネット通販事業の経営管理など豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。なお、新任の社外取締役候補者となります。

(注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.候補者の小野芳明、出納美宏、添田千夏、峠田晃宏、中西美里の5氏は社外取締役候補者であります。なお、5氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

3.当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

取締役の選定・指名手続等

当社は、取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定いたします。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法が定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準をもって当社の独立性判断基準としております。また、当社取締役会は、候補者となる者の実績・経験・知見等を踏まえ、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 大津加一治、日下敏彦の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	あか 赤	かべ 壁	せい 誠	じ 司	(1967年5月4日生)	新任
【略歴及び地位】							当事業年度の取締役会 への出席状況
1992年4月	当社入社						—
2005年4月	当社販売管理部課長代理						—
2006年2月	当社市場開発部主事						当事業年度の監査役会 への出席状況
2008年8月	当社内部監査部課長						—
2015年9月	当社社長室課長						—
2021年7月	当社監査部主事（現任）						所有する当社株式数 0株

監査役候補者とした理由

長年にわたる当社管理部門での経験、また監査部での業務監査等の豊富な経験により、取締役の職務執行を適切に監査するとともに、当社経営に有益な意見をいただくことを期待するものであり、当社監査役として適任であると判断し、監査役候補者としております。なお、新任の監査役候補者であります。

候補者
番号

2

にし むら ひろ し
西 村 博 史

(1957年1月30日生)

新任

社外監査役

独立役員

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1979年4月 吉田佐藤法律事務所入所
1987年8月 同所退所
1987年9月 青木会計事務所入所
1999年2月 税理士登録
1999年11月 同所退所
2000年1月 西村博史会計事務所創設 所長（現任）
（重要な兼職の状況）
西村博史会計事務所所長

当事業年度の取締役会
への出席状況

—

当事業年度の監査役会
への出席状況

—

所有する当社株式数

0株

社外監査役候補者とした理由

税理士として税務及び財務等に関する非常に高度な知識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、新任の社外監査役候補者となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の西村博史氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者の西村博史氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査役を選定・指名手続等

当社は、監査役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識、能力、経験、見識、人柄等について検討し、監査役会の同意を得て取締役会において審議して決定します。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される齋藤純夫氏及び平出和茂氏、同じく任期満了により監査役を退任される大津加一治氏及び日下敏彦氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、承認をお願いするものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金については、取締役として業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金内規に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴		
さい 齋	とう 藤	すみ 純	お 夫	2020年3月	当社社外取締役就任 現在に至る	
ひら 平	で 出	かず 和	しげ 茂	2017年3月	当社取締役就任 現在に至る	
おお 大	つ 津	か 加	かず 一	はる 治	2008年3月	当社常勤監査役就任 現在に至る
くさ 日	か 下	とし 敏	ひこ 彦	2007年3月	当社社外監査役就任 現在に至る	

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をめざしたウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに持ち直してきました。

海外経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や世界的な金融引締めが進むなかでの金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等により先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の主要取引業種である外食産業においては、消費者の消費行動が大きく変わり、店内飲食が縮小する一方で、テイクアウトやデリバリーサービスが増加するなどの動きがみられました。一方で、円安の影響による資源価格や原材料価格の高騰、人件費の上昇による影響など厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、部品供給不足による一部製品の品薄状況があったものの、衛生面での管理支援機器や空調機器等の仕入商材を含めた新しい提案営業の強化を進め、厨房メーカーとしてより総合的な顧客サポートに取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高439億4千2百万円（前期比0.1%減）、営業利益69億8千5百万円（前期比11.5%増）、経常利益68億6千6百万円（前期比12.1%増）、当期純利益44億4千6百万円（前期比23.1%増）となりました。

品目別の状況は次のとおりであります。

製品の売上高は、前期比21.8%減の226億9千7百万円であり、総売上高に対する構成比は51.7%となっております。

なお、主な製品は、厨房用縦型冷凍冷蔵庫、店舗用縦型ショーケース、厨房用横型冷凍冷蔵庫、製氷機であります。

商品の売上高は、前期比10.9%増の117億6百万円であり、総売上高に対する構成比は26.6%となっております。

なお、主な商品は、店舗設備機器、厨房設備機器、店舗設備工事であります。

また、点検・修理その他の売上高は、前期比116.2%増の95億3千8百万円であり、総売上高に対する構成比は21.7%となっております。

売上高	439億42百万円
	前期比 0.1% 

経常利益	68億66百万円
	前期比 12.1% 

営業利益	69億85百万円
	前期比 11.5% 

当期純利益	44億46百万円
	前期比 23.1% 

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(4) 対処すべき課題

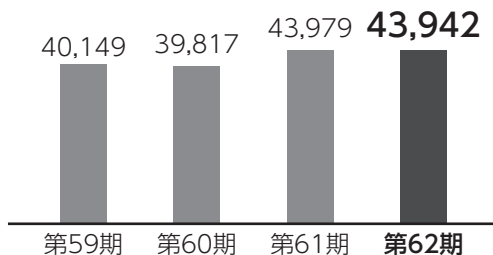
当社の主要取引業種である外食産業は、新型コロナウイルス感染症が収束を迎えるまでは、依然先行きは不透明な状況が続くものと思われまます。

今後の当社活動につきましては、外食産業において「衛生管理」「省力化・省人化」「食品ロス対策」等のニーズが高まっておりますので、需要に応じた先進性のある「ものづくり」を行うとともに、幅広く仕入商材を取り扱うことで、顧客の理想とする店づくりを実現するための「総合サポート力」を高めてまいります。

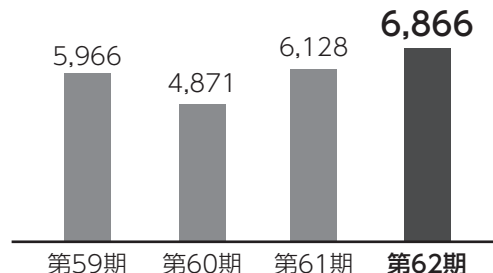
株主の皆様におかれましては、引き続き、変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

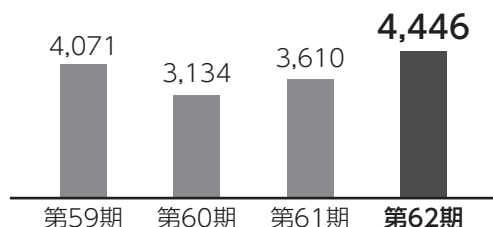
■ 売上高 (百万円)



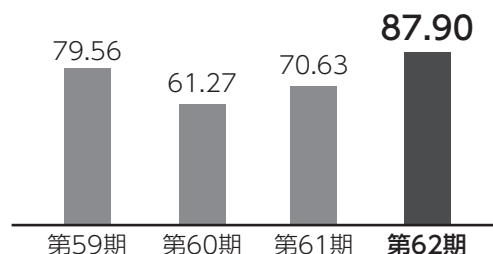
■ 経常利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



区分	第59期 (2019年12月期)	第60期 (2020年12月期)	第61期 (2021年12月期)	第62期 (当期) (2022年12月期)
売上高 (百万円)	40,149	39,817	43,979	43,942
経常利益 (百万円)	5,966	4,871	6,128	6,866
当期純利益 (百万円)	4,071	3,134	3,610	4,446
1株当たり当期純利益 (円)	79.56	61.27	70.63	87.90
総資産 (百万円)	77,585	80,376	82,719	86,071
純資産 (百万円)	65,692	67,845	69,789	60,196
1株当たり純資産 (円)	1,284.32	1,326.42	1,367.13	1,219.43

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年12月31日現在)

- ①親会社との関係
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社は、業務用冷凍・冷蔵庫、ショーケース、製氷機の製造販売事業、店舗厨房用冷熱機器等の商品仕入・販売事業及びこれらの点検・修理事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

大 阪 本 社 大阪市天王寺区小橋町3番13号 大和冷機上本町DRKビル
 東 京 本 社 東京都台東区台東2丁目4番3号 大和冷機秋葉原DRKビル
 佐 伯 工 場 大分県佐伯市大字長良3325番地6
 福 岡 工 場 福岡県太宰府市大字北谷字岸田206番地6
 関東大根工場 埼玉県加須市豊野台1丁目345番地5

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
2,398名	9名増

(注) 上記の従業員数には、嘱託、パート (145名) を含めておりません。

2 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,717,215株（自己株式2,352,591株を含む）
- (3) 株 主 数 2,832名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社日本冷機	6,913	14.00
有限会社ディ・アール・ケイ	6,386	12.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,764	9.65
尾崎 敦史	3,763	7.62
尾崎 理恵	2,572	5.21
尾崎 雅広	2,300	4.65
光通信株式会社	1,663	3.36
INVERDIS / IICS JAPAN	1,594	3.23
野村信託銀行株式会社	1,374	2.78
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS	1,057	2.14

(注) 持株比率は当事業年度末日の自己株式数（2,352,591株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾 崎 敦 史	社長執行役員
取締役副社長	尾 崎 雅 広	副社長執行役員、社長室長兼管理担当
専務取締役	杉 田 壽 宏	専務執行役員
取 締 役	小 野 芳 明	
取 締 役	齋 藤 純 夫	
取 締 役	出 納 美 宏	
取 締 役	添 田 千 夏	
取 締 役	平 出 和 茂	執行役員、社長室副室長
取 締 役	工 藤 哲 郎	執行役員、法人担当兼首都圏法人営業統括本部長
常 勤 監 査 役	大津加 一 治	
監 査 役	日 下 敏 彦	税理士法人日下事務所代表社員
監 査 役	楠 裕 美	K.S.グローバル法律事務所代表

- (注) 1. 取締役 尾崎茂氏は、2022年3月30日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 監査役 出納美宏氏は、2022年3月30日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
3. 取締役 出納美宏氏は、2022年3月30日開催の第61期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役 添田千夏氏は、2022年3月30日開催の第61期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役 小野芳明、齋藤純夫、出納美宏、添田千夏の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役 日下敏彦、楠裕美の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役 大津加一治氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 日下敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役 楠裕美氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

10.当社は執行役員制度を導入しております。2022年12月31日現在の執行役員（取締役兼務執行役員5名を除く）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	大久保 雅 明	
執 行 役 員	亀 井 誠 二	工場本部長
執 行 役 員	足 達 俊 介	直販西日本担当本部長
執 行 役 員	長谷川 敬 一	直販東日本担当本部長
執 行 役 員	原 田 達 志	経営企画本部長

（2）役員の選解任の方針及び手続

当社は、経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定します。監査役候補者においても、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、監査役会の同意を得て取締役会において審議して決定します。

解任につきましては、当社の取締役あるいは監査役としての選任基準に定める資質が認められない場合、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、職務執行における不正または重大な法令・規則違反等があった場合には、解任すべき理由を明らかにしたうえで、取締役会にて協議を行い、解任すべき正当な理由があると取締役会が判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

（3）取締役及び監査役の兼任に関する考え方

当社の取締役及び常勤監査役は、他の上場会社等の役員を兼務しておりません。社外監査役2名は弁護士・税理士として活動しておりますが、兼任社数は合理的な範囲内であると考えており、その高度な専門知識及び幅広い見識により、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。なお、当社は株主総会参考書類、有価証券報告書において役員の兼任状況を毎年開示しております。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当社が締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）及び執行役員です。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月25日開催の取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役報酬は、競争力を有するメーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保する事と業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資する事を基本方針として、固定報酬としての月額報酬及び役員賞与、並びに取締役退任時に支給する退職慰労金で構成しております。

取締役の固定報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内とし、固定報酬のうち月額報酬は、職責、経験、能力、実績等を考慮して毎月支払うものとし、固定報酬のうち役員賞与は、実績、その他定性要因を考慮して、一定の時期に支払うものとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額500,000千円以内（当該総会后取締役11名）と決議されております。

当社の監査役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額30,000千円以内（当該総会后監査役4名）と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき代表取締役社長尾崎敦史が委任を受けるものとし、各取締役の月額報酬及び役員賞与の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が取締役会の決議および決定方針との整合性を慎重に検討し、決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

取締役	10名	247,525千円（うち社外4名	25,282千円）
監査役	4名	14,400千円（うち社外3名	7,220千円）

- (注) 1. 上記の報酬等には、役員賞与引当金相当額（取締役28,500千円、監査役1,450千円）を含んでおります。
2. 上記の報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額（取締役25,200千円、監査役670千円）を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役 日下敏彦氏が兼職している税理士法人日下事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役 楠裕美氏が兼職しているK.S.グローバル法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役小野芳明氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役齋藤純夫氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役出納美宏氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査役として3回、取締役として8回出席し、また当事業年度に開催された監査役会のうち、2022年3月30日に退任するまでに開催された4回すべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役添田千夏氏は、2022年3月30日の就任後に開催された当事業年度の取締役会9回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役日下敏彦氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会14回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役楠裕美氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会14回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小野芳明氏は、銀行業界における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加えて、当社での社外監査役の経験に基づき当社業務全般についての知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役齋藤純夫氏は、銀行業界をはじめ金融業界における長年の経営及び実務の経験と財務等に関する豊富な知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割

を果たしていただいております。

取締役出納美宏氏は、企業コンサルティングにより培われた豊富な知識に加えて、当社での社外監査役の経験に基づき当社業務全般についての知識を有しており、当該視点から監督機能を果たして頂くことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言頂くなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

取締役添田千夏氏は、生命保険業界や音楽業界などのマネジメント経験及び会社役員の経験による豊富な知識を有しており、当該視点から監督機能を果たして頂くことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言頂くなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,500千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記の金額についてはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が

選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 基本的なコーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々なステークホルダー（利害関係者）との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方であると理解しております。また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような環境を整えることが、継続的な企業価値の向上にとって極めて重要な事項であるとの認識の下、企業を取り巻く経営環境の変化や事業内容、経営規模等を勘案しつつ、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの体制と運営

① 監督と執行の分離の方針及び委任の範囲

当社取締役会は、取締役会規則において取締役会で付議すべき事項を定め、法令及び定款に定められた事項のほか、M&A、組織再編、多額の資産の取得・処分など当社にかかる重要事項を決定しております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行体制として、経営陣で構成される月例報告会を設け、様々な課題を審議しております。さらに、経営陣については職務権限規程を設け業務執行権限を明確にし、機動的な業務遂行が可能な体制を構築しております。

② 取締役会の多様性

当社は、当社取締役会が的確かつ迅速な意思決定及び業務執行に対する適切な監督を行うためには、豊富な実績・経験・知見を有する適切な数のメンバーで、活発かつ効率的な審議を行うことが必要であると考えており、このような観点から、当社取締役会は、当社業務に精通した社内取締役とビジネスに関する豊富な経験や専門知識等を有する社外取締役とをそれぞれ一定数置く構成としております。社内取締役に関しては、会社経営上の意思決定に必要な幅広い知識と経験を備え、担当業務を遂行しうる実績と経験を有する者を選任することとしております。他方、社外取締役に関しては、幅広い専門知識や豊富な経験等を活かし、経営についての的確な意見及び助言を述べ、監督機能の強化に寄与することのできる者を選任することとしております。国際性の面につきましては、当社の事業範囲の大部分が国内でありますので、現段階では該当する取締役は選任しておりませんが、今

後、海外における事業が拡充した場合は、必要に応じて検討してまいります。ジェンダーの面につきましては、当社の取締役会の適正規模を踏まえて、検討してまいります。

③取締役会及び監査役会の構成

当社取締役会は、会社業務等に精通し機動性のある業務執行取締役と、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されております。取締役候補者の指名に際しては、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、当社の取締役として十分な資質があると判断した人材を性別や国籍等にとらわれず指名し、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めており、実効性のある取締役会として機能しているものと考えております。国際性の面につきましては、当社の事業範囲の大部分が国内でありますので、現段階では該当する取締役は選任しておりませんが、今後、海外における事業が拡充した場合は、必要に応じて検討してまいります。ジェンダーの面においては、当社の取締役会の適正規模を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。

④独立社外取締役の役割

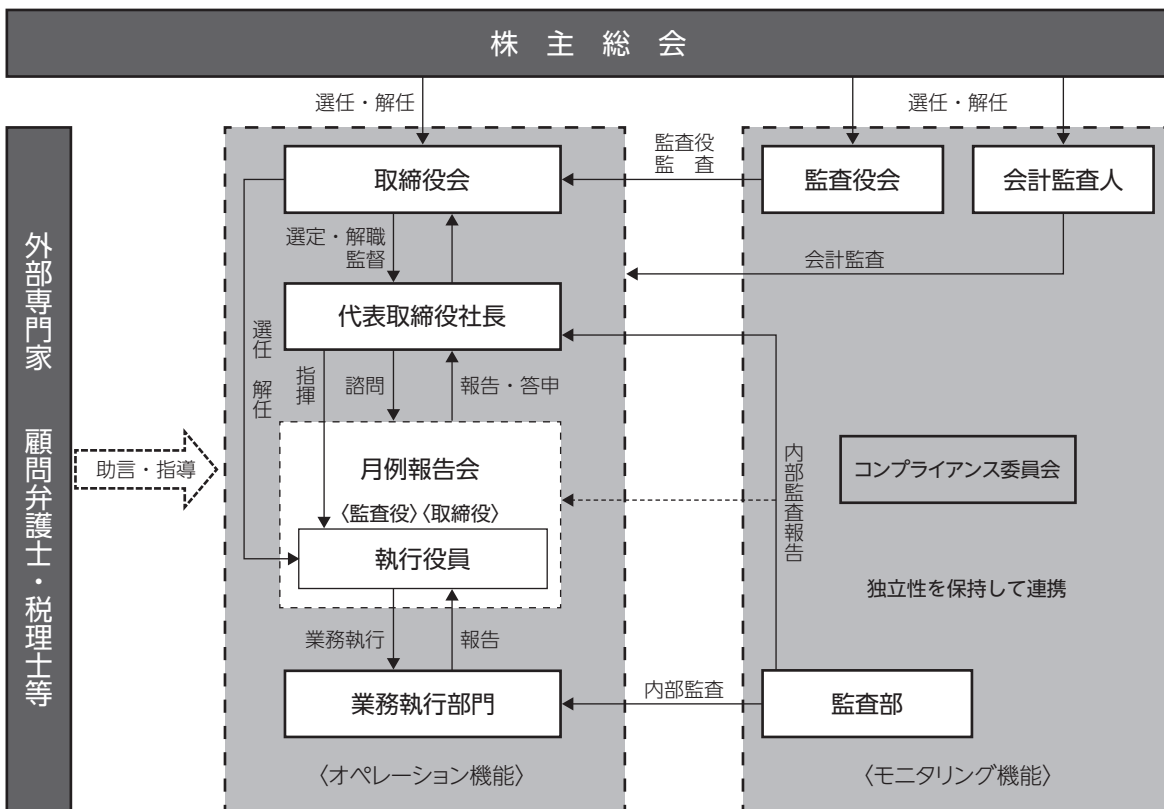
当社の独立社外取締役4名は、いずれもコンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した会社役員等の経験者であり、その豊富な知識と経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との取引の監督などの役割を担っております。

⑤取締役会の議長及び運営

当社の取締役会議長は社長が務めることとしております。当社では、取締役会は、原則月に一度、定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとしております。各取締役及び監査役が出席しやすくするために、事業年度の開始前に年間スケジュールや予想される審議事項を通知しており、取締役会の資料は適宜必要に応じて事前に準備しております。また、取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間を確保することとしております。

⑥ 機関設計

当社は「監査役会設置会社」を選択しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



(3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営上の重要事項を決定し、または業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。
- ・ 各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議等に基づき適正に職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを相互監視する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁書類、その他の取締役の業務執行に係る情報については取締役会規則、文書管理規程、その他の社内規程に従い、適正に保存・管理する。
- ・重要な会社情報については、法令、証券取引所規則及び内部者取引管理規則に従い、適時かつ適切に開示する。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクのうち次に掲げるものを管理を要する重大なリスクと認識し、その把握と管理についての体制を整える。
 - i. 重要な取引先が倒産したとき、または倒産の恐れが生じたとき
 - ii. 会社の過失等に起因して取引先及びユーザーに多大な損害を与えたとき
 - iii. 火災、地震、風水害等により多大の損害を受けたとき
 - iv. 不慮の事件・事故により相当数の社員の生命または健康が危機にさらされたとき
 - v. その他経営または業績に多大な影響を与える事象が発生したとき
- ・リスクのモニタリングは月例報告会にて行う。
- ・リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、前記リスクが発生した場合は、リスク管理規程に従い、迅速に対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営方針及び経営戦略等に関わる重要な業務執行については月例報告会の審議を経て、取締役会に付議するとともに、定められた一定の業務執行については、月例報告会の審議を経て執行する。
- ・取締役会等の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等により、各職位の権限と責任を明確にする。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範及びコンプライアンス基本規程を定め、役員・社員が共有し、すべての業務運営の基準とする。
- ・コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システム・コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。また、法令遵守を目的として継続的に、研修会の実施、マニュアルの作成・配布等、啓蒙活動を行う。
- ・各部門・部署の責任者は、業務が社内規程に基づき適正に行われているかを常に監督し、法令違反行為の未然防止に努める。
- ・内部監査部門は、業務監査により業務上の法令違反等の重大な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告する。
- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する社内の相談及び通報体制につき、既存の制度を一層拡充・充実させ、不正行為等の是正及び未然防止を図る。

⑥当社の業務の適正を確保するための体制

・当社は、経営理念、行動規範及びコンプライアンス基本規程を共有する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

・当該監査役補助者に対する指揮命令及び評価は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。

・当該監査役補助者の任命、解任、異動、賃金の改定に関しては、監査役の同意を得たうえで取締役が決定するものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役及び監査役会に報告する。

・取締役は、取締役会、月例報告会等の重要な会議において、内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報の共有を行う。

・取締役及び使用人は、監査役監査において、業務執行の状況等の報告を行う。

・内部監査部門は、監査役との定例打合せ会を開くなど、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見の交換を行う。

⑨監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・役職員が監査役に報告をする機会と体制の確保にあたり、報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。

⑩監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・取締役は、監査役の職務執行について生ずる費用を法令に従って前払いまたは償還する。

⑪監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針・監査計画に従い適切に職務が行えるよう体制の整備に留意する。

・経営トップは、監査役と定期的に懇談会を開催する等、監査役との情報や意見の交換に努める。

・監査役は、会計監査人から会計監査内容についての説明を受けるとともに、情報や意見の交換を行い、連携を図る。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会のほか、原則毎月1回、月例報告会を開催し、経営方針の決定、財務報告、業績評価、予算実績の分析や評価について審議いたしました。
- ・コンプライアンスに関しては、事例に基づく検討や説明をする社内研修を定期的を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ・監査役は取締役会その他の重要会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との懇談会で情報交換をし、監査の実効性の向上に努めました。

(5) 資本政策の基本的な考え方

当社は、機動的な財務施策の実施を可能にする強固な財務基盤の構築こそが持続的な企業成長力の源泉となり、更なる企業体質の強化につながり、ひいては継続的かつ安定的な株主配当の維持等により株主価値の向上に資するものと考えております。また、資本政策全般に関する基本方針については、今後必要に応じて検討してまいります。

(6) 政策保有株式の保有方針及び議決権行使の基準

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、営業の推進、当該保有株式の市場価格等の状況を踏まえて、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に、他社の上場株式を保有することを基本方針としております。

政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から定期的に検証を行い、継続保有の合理性を検討し、保有する目的・経済合理性の観点から、継続保有する意義が十分でないとは判断される銘柄の売却を進め、縮減に努めてまいります。

当社は、毎年、取締役会において、保有する全銘柄について、保有目的、保有の必要性、経済合理性などを精査・検証することとしており、取締役会で精査・検証したところ、現在保有している11銘柄については保有を継続することといたしました。政策保有株式に係る議決権の行使は、以下の基準に沿って対応を行います。

- ① 議案が当社の企業価値向上に資するか否かを判断いたします。
- ② 議案が当社の保有目的に合致するか否かを判断いたします。
- ③ 反社会的行為や重大な法令違反が見られた取締役等の選任議案には反対いたします。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、財務状況、キャッシュフローなどを勘案のうえ、剰余金の処分により中間配当と期末配当の年2回配当することを基本方針としております。また、株主還元の当面の目標は、年間1株当たり10円の配当を安定的に行うこととしております。

上記の方針を前提として、当事業年度の業績を勘案した結果、業績が当初予想を上回る見込みであることから、当期の期末配当につきましては、安定配当分5円に10円を加え、あわせて1株につき15円とさせていただきます。

これにより、中間配当金(1株につき15円)を含めました当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	62,155,162	流動負債	25,462,172
現金及び預金	53,867,822	支払手形	3,281,914
受取手形	1,339,050	買掛金	3,018,725
売掛金	3,063,216	未払金	1,052,686
商品及び製品	1,519,989	未払費用	26,264
仕掛品	444,206	預り金	658,469
原材料及び貯蔵品	830,721	契約負債	17,008,688
点検修理用部品	197,258	賞与引当金	174,166
その他の流動資産	893,799	役員賞与引当金	29,950
貸倒引当金	△901	製品保証引当金	163,422
固定資産	23,916,238	その他の流動負債	47,883
有形固定資産	10,491,198	固定負債	412,489
建物	3,250,713	退職給付引当金	6,416
構築物	111,098	役員退職慰労引当金	394,023
機械装置	829,557	その他の固定負債	12,049
車輛運搬具	3,856		
工具器具備品	153,775	負債合計	25,874,662
土地	5,926,210	【純資産の部】	
建設仮勘定	215,986	株主資本	60,120,046
無形固定資産	127,352	資本金	9,907,039
ソフトウェア	118,625	資本剰余金	9,867,880
電話加入権	8,726	資本準備金	9,867,880
投資その他の資産	13,297,687	利益剰余金	42,782,360
投資有価証券	447,335	利益準備金	578,170
破産更生債権等	61,250	その他利益剰余金	42,204,189
繰延税金資産	3,528,259	別途積立金	14,170,382
敷金及び保証金	255,945	繰越利益剰余金	28,033,807
長期預金	9,000,000	自己株式	△2,437,233
その他の投資	67,944	評価・換算差額等	76,691
貸倒引当金	△63,047	その他有価証券評価差額金	76,691
資産合計	86,071,401	純資産合計	60,196,738
		負債・純資産合計	86,071,401

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		43,942,856
売上原価		19,492,087
売上総利益		24,450,768
販売費及び一般管理費		17,465,348
営業利益		6,985,420
営業外収益		
受取利息及び配当金	28,045	
受取補償金	47,725	
スクラップ売却益	28,759	
不動産賃貸料	17,968	
その他の営業外収益	27,670	150,170
営業外費用		
支払補償費	28,800	
スクラップ処分費	218,491	
その他の営業外費用	21,409	268,701
経常利益		6,866,889
特別利益		
固定資産売却益	558	558
特別損失		
固定資産除却損	304	304
税引前当期純利益		6,867,144
法人税、住民税及び事業税	488,196	
法人税等調整額	1,932,798	2,420,995
当期純利益		4,446,148

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	14,170,382	35,800,793	50,549,346
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	△10,681,693	△10,681,693
会計方針の変更を反映 した当期首残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	14,170,382	25,119,099	39,867,652
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△1,531,440	△1,531,440
当期純利益	-	-	-	-	-	4,446,148	4,446,148
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,914,707	2,914,707
当期末残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	14,170,382	28,033,807	42,782,360

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△578,678	69,745,587	44,009	44,009	69,789,596
会計方針の変更による 累積的影響額	-	△10,681,693	-	-	△10,681,693
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△578,678	59,063,893	44,009	44,009	59,107,903
当期変動額					
剰余金の配当	-	△1,531,440	-	-	△1,531,440
当期純利益	-	4,446,148	-	-	4,446,148
自己株式の取得	△1,858,554	△1,858,554	-	-	△1,858,554
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	32,682	32,682	32,682
当期変動額合計	△1,858,554	1,056,153	32,682	32,682	1,088,835
当期末残高	△2,437,233	60,120,046	76,691	76,691	60,196,738

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等…総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年、機械装置 7～17年、工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(5) 退職給付引当金

執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

製品及び商品の販売

製品及び商品の販売においては、主に厨房用縦型冷凍冷蔵庫や店舗用縦型ショーケース、店舗設備機器等の製造及び販売並びに据付・設置工事を行っております。これらの製品及び商品の販売については、以下の時点で顧客が約束した財の支配を獲得し、当社が履行義務を充足するため収益を認識しております。

- ・据付・設置工事を伴う場合は、工事が完成し顧客との間で引渡完了を確認した時点
 - ・据付・設置工事を伴わない場合は、顧客に製品及び商品を受渡した時点
- 点検・修理等

点検サービスにおいては、主に業務用冷凍冷蔵庫を中心にメンテナンス・サービスを行っております。メンテナンス・サービスは一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

修理などの役務作業においては、主に業務用冷凍冷蔵庫の修理を行っております。顧客がサービスを受けた時点で便益を享受することから、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、リース会社に対して販売する製品のメンテナンス・サービスについては、従来、収益を認識しておりませんでした。製品の販売に係る履行義務と当該サービスに係る履行義務を識別し、製品の販売に係る履行義務については一時点で充足する履行義務として収益を認識する方法に、当該サービスに係る履行義務については一定期間で充足する履行義務として収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の期首時点において貸借対照表の利益剰余金が10,681百万円減少し、契約負債が15,391百万円、繰延税金資産が4,709百万円増加しております。

当事業年度の損益計算書への影響としては、売上高は289百万円増加し、営業利益及び経常利益は496百万円増加、当期純利益は344百万円増加いたしました。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた前受金及び前受収益のうちメンテナンス・サービスに係るものは、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。今後、社会経済の動きが再開され活動レベルの段階的引上げに伴い、景況感が緩やかに持ち直すと仮定しており、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありませんでした。

ただし、この仮定は不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 17,167,950千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当事業年度末日における発行済株式の総数

普通株式 51,717,215株

2 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 2,352,591株

3 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月14日 取締役会	利益剰余金	765,721	15.00	2021年12月31日	2022年3月31日
2022年7月25日 取締役会	利益剰余金	765,719	15.00	2022年6月30日	2022年9月2日

4 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月14日 取締役会	利益剰余金	740,469	15.00	2022年12月31日	2023年3月31日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

未払事業税	5,710千円
製品保証引当金	50,007千円
棚卸資産評価損	41,445千円
賞与引当金	53,295千円
投資有価証券評価損	8,881千円
役員退職慰労引当金	120,571千円
退職給付引当金	1,963千円
電話加入権評価損	21,815千円
減価償却超過額	38,253千円
過年度分点検売上	3,355,635千円
貸倒引当金	18,423千円
その他	33,055千円
小計	3,749,058千円
評価性引当額	△186,983千円
繰延税金資産合計	3,562,074千円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	33,815千円
繰延税金負債合計	33,815千円
繰延税金資産（負債）の純額	3,528,259千円

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目		当事業年度	
		金額 (千円)	構成比 (%)
製品	厨房用縦型冷凍冷蔵庫	9,325,524	21.2
	店舗用縦型ショーケース	5,111,002	11.6
	厨房用横型冷凍冷蔵庫	2,569,629	5.9
	製氷機	2,185,435	5.0
	その他	3,505,808	8.0
	小計	22,697,400	51.7
商品	店舗設備機器	6,848,194	15.6
	厨房設備機器	4,499,449	10.2
	店舗設備工事	358,842	0.8
	小計	11,706,487	26.6
点検・修理等		9,538,968	21.7
合計		43,942,856	100.0

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,273,537
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,402,267
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	17,198,389
契約負債（期末残高）	17,008,688

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する履行義務に係る対価を顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,230,189千円であります。

当事業年度において、契約負債が189,701千円減少しました。増減の主な要因は、新たなメンテナンス・サービスに係る顧客からの受領額7,857,661千円と、当事業年度において収益の認識に伴い取り崩された7,885,216千円との差額によるものであります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、主に一定期間にわたり収益を認識するメンテナンス・サービスについて、契約内容に基づき顧客から受けた前受収益に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	5,770,007
2年以内	3,521,123
3年以内	2,895,725
4年以内	2,185,790
5年以内	1,503,101
6年以内	858,885
7年以内	274,053
合計	17,008,688

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・短期の定期預金・長期預金などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規程に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	447,335	447,335	—
(2) 長期預金	9,000,000	8,196,455	△803,544
資産計	9,447,335	8,643,790	△803,544

注1.現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

注2.金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期預金	—	—	6,500,000	2,500,000

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1.時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
①投資有価証券 その他有価証券	353,867	—	—	353,867

(注)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託については上記表に含めておりません。投資信託の貸借対照表計上額は93,467千円であります。

2.時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
②長期預金	－	8,196,455	－	8,196,455

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②長期預金

これらの時価は、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引いた現在価値であり、取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	1,219円43銭
2	1株当たり当期純利益	87円90銭

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月9日

大和冷機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 育史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和冷機工業株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月13日

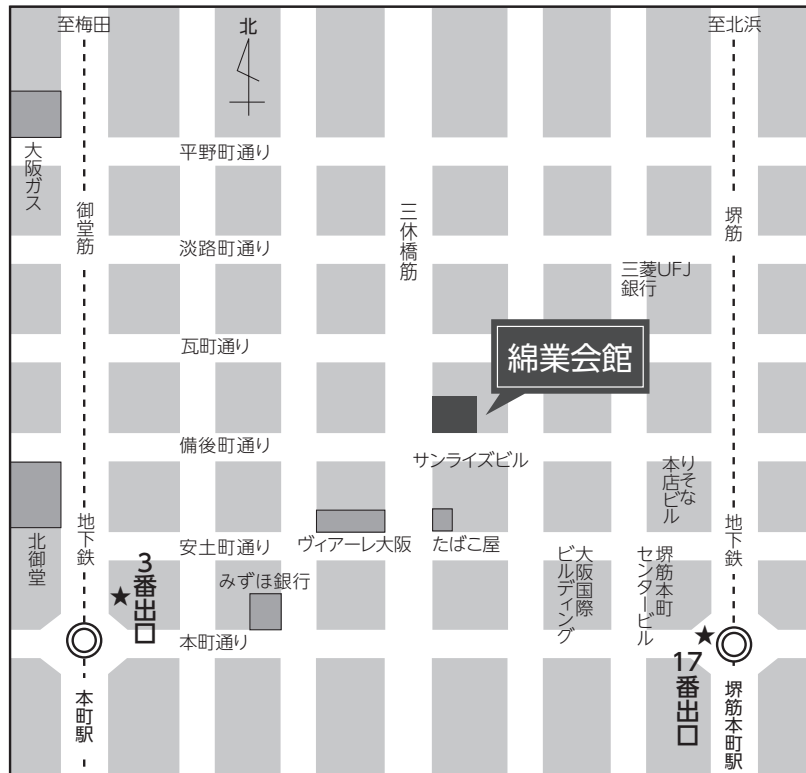
大和冷機工業株式会社	監査役会
常勤監査役 大津加	一 治 ㊟
社外監査役 日下	敏彦 ㊟
社外監査役 楠	裕美 ㊟

以上

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場



交通



地下鉄 本町駅3番出口より徒歩約5分

地下鉄 堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

- 駐車場の設備はございませんので、あしからずご了承ください。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時時点で流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場における感染予防のための措置に関しましては、本招集通知 ページ記載の「第62期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」をご確認ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。